

平成29年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 政策推進部
 政策推進課 広報広聴課 秘書課 東京事務所
 3 監査実施期間 平成29年 6月 2日から平成29年 6月 5日まで
 4 監査結果報告 平成29年11月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【政策推進課・中核市推進室】

<p>(1) 公印管理について 公印台帳の副本において、公印取扱責任者が更新されていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月27日 事前調査後、速やかに公印台帳副本の公印取扱責任者の記録を更新するとともに、新年度において確認する事項の一つとして課内で情報共有を行い、適正な事務処理に努める。</p>
---	---

【広報広聴課】

<p>(1) 支出事務について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 需用費の支出において、支払遅延。</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月26日 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき、請求書を受理後、15日以内に支払いを完了するよう全職員に周知徹底した。このような不備が生じないよう適正な事務処理に努める。</p>
<p>イ 委託料の支出において、仕様書で毎月払いと定めてあるところを一括で完了払い。</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月26日 支払いについては、仕様書等の定めによる支払い方法とするよう全職員に周知徹底した。このような不備が生じないよう適正な事務処理に努める。</p>
<p>(2) 文書管理について 自動車運行日誌において、訂正印漏れが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月26日 指摘による事項については、直ちに修正した。また、運行後は所属長による運行日誌の確認を必ず行うことを徹底して再発防止に努める。</p>

【東京事務所】

<p>(1) 支出事務について 全額前金払した使用料について、履行確認がなされていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月28日 履行確認漏れとして指摘のあった使用料の支払いについては、直ちに履行確認を行った。 全額前金払した支出の履行確認を行うことを所属内において周知徹底した。今後このような不備が生じないように、四日市市会計規則第75条に基づき適正な処理に努める。</p>
<p>(2) 現金等の管理について 郵便切手出納簿において、受入れ及び払出しのあった日のみの記載しかなされていなかった。出納員は、毎日、業務終了後、切手残数と残数欄を照合して、その結果を出納簿に記載するとともに確認印を押すこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月28日 指摘の事項については、切手の受け払いがなかった日についても直ちにその記録を出納簿に記載し、確認印を押した。 今後はこのような不備が生じないように、毎日業務終了後、切手残数を出納簿の残高欄に記載するとともに、確認印を押すことを徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>(3) 公印管理について 公印台帳の副本において、公印管守者及び公印取扱責任者が更新されていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月28日 公印台帳副本の公印管守者と公印取扱責任者を直ちに更新した。 公印台帳の副本の事務処理も含め、適正な公印管理を行うことを所属内において周知徹底した。今後はこのような不備が生じないように、適正な事務処理に努める。</p>
<p>(4) 文書管理について 起案文書において、重ね書きによる字句訂正が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成29年 4月28日 重ね書きにより訂正していた字句について、2本線で消した上で上部に正しく記載して訂正印を押す方法により訂正した。 「文書事務の手引」に基づき適正な文書管理を行うことを所属内において周知徹底した。今後はこのような不備が生じないように、適正な事務処理に努める。</p>

平成29年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 政策推進部
政策推進課 広報広聴課 秘書課 東京事務所
- 3 監査実施期間 平成29年 6月 2日から平成29年 6月 5日まで
- 4 監査結果報告 平成29年11月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【政策推進課】

<p>共通（1）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p>	
<p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 平成28年度は中心市街地拠点施設整備基本計画の策定及びハイフォン市との経済交流を中心とした戦略的姉妹都市提携の覚書締結、平成29年度は市制120周年の記念事業などの特命業務が集中しており、時間外勤務が年間360時間を超えた職員は、平成28年度が3人、平成29年度が4人であった。今後は特定の職員に業務が集中しないよう、平成30年度の当初において業務分担の再確認、見直しを行い業務量の平準化を図った。</p> <p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 平成30年度は、新たに、2020年度を初年度とする次期総合計画の策定や中核市移行準備などの特命業務が集中しており、昨年と比べて時間外勤務が年間360時間を超える職員が増加する見込みである。人事当局に人員の増員要求をしていくとともに、引き続き、特定の職員に業務が集中することのないよう、きめ細かに状況を把握しながら、これまで以上に業務分担に意を配していく。</p>

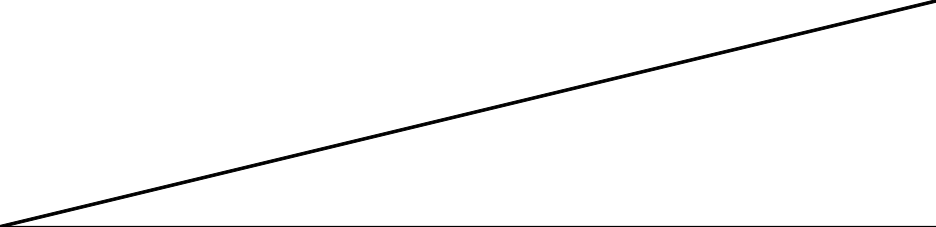
<p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」の拡充を図るべく、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進など、職場改善を再徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 業務の進捗状況や時間外勤務状況を所属長が実査しながら、特定の職員に業務及び時間外勤務が偏らないよう見直しを行った。時間外勤務が恒常化している現状から、業務量に応じた職員配置について検討し、適正な職員配置計画が実施できるよう取り組むこととした。 また、毎週水曜日の朝礼において業務の進捗状況を確認し、ノー残業デー実施の徹底について全課員で共有し、実践を心掛けている。 さらに、職員間での応援体制や事務分担の適正化などの取り組みを一層進め、今後縮減に向け努力を継続していく。</p>
<p>ウ 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 時間外勤務時間数が労災認定基準を超えた職員の数は、平成28年度及び平成29年度がともに1名であり、毎月時間外勤務の状況を確認し、特定の職員に業務及び時間外勤務が偏らないよう見直しを行った。その結果、11月の監査結果の報告以降から本報告期間において、過労死の労災認定基準を上回る勤務を行った職員はいなかった。 また、年度途中において突発的に発生する特命業務等についても、業務の進捗状況や時間外勤務状況を実査しながら、偏りが生じないように、見直しを行い対応していく。</p> <p>【 措置済 】 平成30年11月30日 上記の取組みを継続的に行った結果、本報告に至るまでの期間において、過労死の労災認定基準を上回る勤務を行った職員はいなかった。</p>
<p>共通(3) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底し、「失敗者を出さない組織づくり」を再構築すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 会計担当者などの社内研修及びOJT研修などを活用し、事務執行における課内の意識改革を行い、業務精度の向上を図った。 また、業務遂行にあたり必ず上位職によるチェックを行い、請求書の押印漏れや決裁文書の決裁日漏れなどのケアレスミスが起りやすい点については、決裁時に再度チェックを行う等、再発防止の徹底を図った。</p> <p>【 措置済 】 平成30年11月30日 上記に加え、さらに、決裁時に上位者がミスを発見した場合には、同じミスを繰り返すことのないよう、当事者を含めて課内会議で情報を共有することで、内部牽制体制の強化を図っている。</p>

<p>(1) 財産管理について<所属長の抽出実査と記録保存の徹底> 担当者は、毎年度決算における数量を保証するため、年度末においては、必ず、全財産を一品ごとに実査し、台帳との数量突合を行うこと。また、実査時には、紛失の有無や品質（破損、劣化、陳腐化）、安全、使用状況、事故防止対策の確認を行うこと。併せて、実査を実効あるものとするため、実査した記録（日時、対象、数量、特記事項、担当者・所属長の確認印など）を文書にして残すこと。 所属長は、担当者の全点実査の5%を目安に抽出実査をして、その実効性を確認すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 年度末において、担当者が全財産の実査を行い、併せて台帳との数量突合を行った。また、全点実査の5%を目安として、所属長による抽出実査を実施した。 実査した記録については、日付、品名、数量、設置場所、担当者・所属長の確認印などを記載した文書として保存している。</p>
<p>(2) 委託業務について 委託契約書において、履行報告及び委託料の支払については「仕様書に定めるところにより」と記載されているが、仕様書が添付されていなかった。契約書及び仕様書の内容について精査すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月31日 業務遂行にあたっては契約書及び仕様書の内容について精査を行うとともに、必要な書類の添付漏れがないよう必ず上位職によるチェックを行い、ケアレスミスが起りやすい点については決裁時に再度チェックを行う等、再発防止の徹底を図った。</p>
<p>(3) 業務棚卸表の目標値について 業務棚卸表における、目的達成に必要な基本的な手段として「総合的な政策を推進する」を掲げ、活動指標を「総合計画第2次推進計画の推進」と設定して、その目標、実績は「計画の推進」としている。しかし、これでは成果として推進計画の推進状況を評価できないため、活動指標の達成度を測定できるように、指標と目標の数値化について検討すること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月31日 総合計画の達成度を測るための活動指標及び数値目標については、5つの基本目標ごとに複数設定し、各推進計画の計画期間ごとに数値化を行うことで、達成度の見える化を図っている。 さらに、次期総合計画においては、推進計画レベルの進捗状況の評価手法について、他市町の先進的な取り組み事例の調査研究を行うなどの検討を行っている。</p>
<p>(4) 四日市大学の活性化について 本市にとって、四日市大学は地域唯一の大学であり、地域に優秀な人材を輩出するために重要な大学である。地域から必要とされる人材を育成できるよう、本市としても地域の企業等と連携して大学改革の方向性を明確にし、より優秀な学生が集まるような取組みを積極的に行うこと。 【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年 5月31日 地（知）の拠点整備事業の取り組みとして、四日市大学が平成29年度にカリキュラム改革を行い、三重県及び四日市市における地域を学習の場とし、地域への貢献をねらいとする、地域志向性を高めた新カリキュラムをスタートさせた。本市と四日市大学、地域の企業等が参画する会議体である、四日市大学「地（知）の拠点」運営協議会において、大学の在り方や人材育成について継続して協議を行っていく。</p> <p>【継続努力】 平成30年11月30日 四日市大学の運営に資する協議を市及び大学関係者で行う「四日市大学運営協議会」において、入学者を増やすための高校との連携や、県内高等教育機関との連携を推進する「高等教育コンソーシアムみえ」での取組状況について報告を受けながら、大学の特色の方向性について積極的に議論を行っている。</p>

<p>(5) 職員による政策提案制度の充実について 職員の積極的な取組みについては評価できるが、提案のあったテーマについて、庁内での情報共有に留まっている。職員の取組みについて、市民に向けて発信することも重要であるので、様々な媒体を利用してアピールし、職員のモチベーションアップにつなげること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 職員による政策提案制度の成果発表会においては、積極的に市政記者クラブへの取材誘致を行い、メディア等による市民への情報発信に努めている。 また、政策提案により生まれた事業を広くPRし、職員のモチベーションアップにも繋げるため、各種メディアに対して積極的に働きかけていく。</p>
<p>(6) 経済交流を中心とした戦略的姉妹都市提携について 四日市市は、港湾都市という共通点があるベトナムのハイフォン市と平成28年度に経済交流を中心とした戦略的姉妹都市提携の覚書を締結した。しかし、今後さらに他都市との提携を進めていくにあたっては、港湾都市であることにこだわると着目点の固定化につながり、提携先が限定されるおそれがある。広い視点をもって経済交流が図れるように、姉妹都市提携を更に進めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年11月 7日 職員による政策提案制度について、積極的に取材誘致に努めた結果、11月7日に実施した成果発表会には全国規模のメディアからも取材があり、取組内容を広くニュースに取り上げてもらうとともに、職員のモチベーションアップを図ることができた。</p> <p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 中小企業が海外へ進出しやすい環境づくりを目的とした戦略的姉妹都市提携の候補先の選定にあたっては、港湾都市であることに拘らず、人口や経済規模の大きさ、経済成長の安定性や親日度などの要因を考慮し、商工会議所等の団体と協議しながら、本市にとって有意義な候補先の選定を行っていく。</p>
<p>(7) 姉妹港提携について 四日市港はオーストラリアのシドニー港と姉妹港提携を結んでいるが、昨今は交流が乏しく、周年事業もほぼ途切れている状況である。これまで積み上げてきた両港の提携事業は本市にとっても貴重な財産であり、市民の誇りでもあると言えることから、平成30年の姉妹港提携50周年という節目を迎えるにあたり、今一度、両港の交流が活発になるように、シドニー港との新しい交流や周年事業につながっていくよう、本市としても四日市港管理組合への働きかけに努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年11月30日 経済産業省や、JETRO(日本貿易振興機構)等の国際交流にノウハウを持つ団体から最新の情報収集を行うことで、情報の陳腐化や視点の固定化を防ぎ、広い視野を持って経済交流を図るよう努めている。 また11月には、港湾に関する取り組みとして、市長を団長とする四日市港利用促進協議会「四日市港アジア訪問団」において、現地関係企業等を対象に「四日市港セミナー」を開催し、四日市港を広くPRするとともに、貿易担当者等との意見交換を通じて現地の最新情報を収集した。 今後とも、あらゆる面から広い視点を持ちながら情報収集に努めるとともに、経済交流の促進を図って行く。</p> <p>【 措置済 】 平成30年 5月31日 四日市港管理組合では、集荷を幅広く行っていくため、毎年1回海外においてポートセールス(四日市港セミナー)を実施している。 同組合の副管理者である市長自ら団長となり、海外にてトップセールスを行っていることから、姉妹港であるシドニー港についてもポートセールスの観点から、候補先の1つとして検討に加えるよう四日市港管理組合への働きかけを行った。</p>

<p>(8) 業務の見える化について 平成28年度事業として、第3次推進計画の策定をはじめ、新図書館を含む中心市街地拠点施設整備基本計画策定事業やベトナム・ハイフォン市との戦略的姉妹都市提携の覚書締結など、本市の重要な施策において成果を上げてきている。しかし、重要な業務を行っているにもかかわらず、所属としての業務が客観的に見えにくい。熱心な取組みを客観的にアピールするため、業務の見える化について工夫すること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成30年 5月31日 シティプロモーション部の設置を機に、市政を情報発信していく重要性がこれまで以上に高まっている。新図書館を含む中心市街地拠点施設整備基本計画については、計画の内容が分かるよう、市ホームページへ掲載したところであるが、このような当課の主要業務については、進捗や成果を分かりやすく伝えるため、情報発信の手法について検討や工夫を行っている。</p> <p>【 措置済 】 平成30年11月30日 さらに、平成30年度においては、2020年度を初年度とする次期総合計画の策定に向けて、より多くの市民に情報を伝達し、市民参加を呼び掛けるため、メディアに対し、記者会見等の機会を活用して、策定の過程や取組みの状況等を積極的に情報提供している。</p>
--	--

【広報広聴課】

<p>共通 (1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p>	
<p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 3月31日 時間外勤務が年間360時間を超える職員は、平成28年度4名であったが、業務分担の見直しを柔軟に行い、職員間の業務の平準化を図った結果、平成29年度に該当者はなくなった。平成30年度に新たな業務が増えることも含め、特定の職員に業務及び時間外勤務が偏らないよう、年度当初に配分バランスを勘案して業務分担を検討していく。また、年度途中において、業務の進捗状況や時間外勤務状況を実査しながら、偏りが生じないよう業務分担の見直しを行っている。</p>
<p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」の拡充を図るべく、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進など、職場改善を再徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成30年 3月31日 平成29年度から実施することとなった市長タウンミーティング業務においては、時差出勤勤務制度を活用し、職員の時間外勤務の縮減とワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる。また、毎週水曜日のノー残業デーについては、朝礼で職員に周知して可能な限り実践している。毎朝の朝礼で業務の進捗状況を確認して職員間のフォロー体制を整えるとともに、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進に努めている。</p>

<p>共通（２）主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、各課の任務目的やプロジェクトとベクトルが合っていないと思われるものが見受けられる。あらためて各課の事務分掌に立ち返り、取組みが反映される項目を所属としての目標として設定すること。併せて、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にすること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月31日 平成30年度業務棚卸表における目標について、組織機構の改編に伴い事務分掌を改正したことを踏まえて見直し、取組みが反映される項目を所属としての目標として設定した。</p>
<p>共通（３）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底し、「失敗者を出さない組織づくり」を再構築すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月31日 会計事務研修などを受講し、事務担当者自身のスキルアップに努めている。事務執行については、決裁ルートを全職員とし、可能な限り多くの人によるチェック体制を整えている。また、チェックリストを活用し、起案者がチェックを行うことに加え、上位者がダブルチェックを行うことで内部牽制体制をとっている。上位者がミスを見つけた場合には、当事者だけでなく職員間で情報を共有し、再発防止の徹底を図っている。</p>
<p>（１）広報よっかいちのさらなる改善について ア 広報よっかいちの発行にかかる業務は、予算規模が大きく、広報広聴課における主要業務である。常に市民にとって、より見やすく、より良いものとする必要がある。市民から掲載内容や方法について、変更や改善の意見が寄せられたときは、適時適切に対応すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月31日 広報よっかいちの制作に携わる職員は、外部研修に参加してスキルアップを図っている。また、制作に当たり、特に上旬号では写真やイラストを多用して、まず見てもらえる広報紙づくりを心掛けている。市民などの読者からの意見については、適時適切に対応し、より見やすく「伝わる」広報紙の制作に努めている。</p>
<p>イ 広報紙づくりのヒントを得るには、他都市との比較研究が効果的である。近隣都市や同格都市など他都市の広報紙に関して、予算額、記事内容、構成、デザイン、ページ数、発行回数などを調査すること。そのうえで、調査結果をもとに課内における研究会を定期的開催し、継続して紙面の充実に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月31日 本市の広報紙をよりよいものとするため、近隣都市や同格都市などの状況を調査し、その結果を踏まえ、毎月開催している広報紙制作担当者会議で検討しながら、三重県広報コンクール広報紙部門（市部）の特選入賞を目指し、紙面の充実に努めている。</p>
<p>（２）広告料収入について 市ホームページや広報よっかいちにおいて、民間企業等の広告を掲載し、広告料収入を得ている。財産の有効活用と自主財源の確保という観点から、さらなる取組みを積極的に行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 市ホームページのWEBバナー広告や広報よっかいち上旬号の広告に加え、平成30年度から業務所管替えに伴い、四日市市デジタルサイネージの広告放映を行うこととなり、さらなる財産の有効活用と自主財源の安定的な確保に努める。</p>

<p>(3) 市政情報の提供件数について 市から記者クラブへの情報提供件数が、近年減少傾向にあり、市関連の報道掲載件数も減少している。パブリシティの重要性を市内に十分に浸透させることにより、各課と連携しながら、タイムリーな情報提供をこまめに行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 1月23日 平成30年1月23日に、記者クラブ加盟の記者に講師になっていただき、報道対応に当たる所属長のほか管理職や広報広聴主任者などを対象とした「パブリシティの充実に向けた研修会」を開催した。パブリシティは、企業などが有料で行う広告とは異なり、一般的に公正かつ平等な報道となり、ニュースとしての信頼度は高く、市から市政記者クラブなどを通じて的確な情報発信をすることは、極めて効果的な広報活動となる。記者がどのような視点で記事を書いているのかについて講義いただき、どのようなニュースリリースをすれば記事になりやすいかを周知できた。</p>
<p>(4) 情報提供の方法について 市が情報提供したもの以外の記者の独自取材に基づく掲載記事について情報分析を行うことにより、各社の記事の取り上げ方、特色を把握すること。そのうえで、報道機関の特色に応じたターゲットを絞った情報提供を行うなど、提供方法を工夫することにより、掲載記事の増加につなげること。また、映像情報についても同様に対応するとともに、情報提供数をより増加させていくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月31日 上記「パブリシティの充実に向けた研修会」では、市が情報提供した資料を基に、実際に記事になった資料と記事にならなかった資料を例示し、記者発表資料の有効な作成仕方について各社の記事の取り上げ方や特色を踏まえ、アドバイスをいただいた。また、市の求める情報発信のターゲットが、地方版向けか全国版向けか、情報発信のツールが紙かウェブかを見極め、資料提供の方法を考慮して発信することの必要性を周知できた。一方、映像にかかる情報発信については、記者と職員が直接面談し、より効果的な資料提供方法についてご教示いただいた。今後も、より効果的な資料提供に努め、情報提供数の増加に向けて職員への周知を図っていく。</p>
<p>(5) 記者クラブとの関係づくりについて 記者クラブの記者との関係づくりは重要であり、平素から密に接することが必要である。特に記者が交替した際には、あいさつだけでなく、新しい記者にこれまでの情報を提供し、また、四日市の紹介を行うことなどにより、関係づくりを行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月31日 記者クラブには、常勤の嘱託職員が常駐しており、記者と良好な人間関係を築いている。また、広報マーケティング課職員においても、定期的に記者と交流しながら、関係を緊密化させている。</p>
<p>(6) ARの活用について AR（拡張現実）機能として、広報よっかいちのロゴを読み込むと動画や公共施設などの情報が表示されるようになっている。さらなる活用のため、例えばAED（自動体外式除細動器）の設置場所や使用方法を表示するなど、様々な分野に範囲を広げて増やしていくよう検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年11月30日 公共施設などの情報を提供する「ARスポット情報」に、「AED設置施設情報」を載せているほか、「指定避難所」や「緊急避難所」の情報を載せるなどしている。今後も、必要に応じて掲載を追加していく。</p>
<p>(7) 市民からの市政への意見について 市ホームページにある市政への提案箱に寄せられた意見については、担当課へ伝え、市民が回答を希望するもののみ、その意見と回答を取りまとめている。回答の要、不要にかかわらず、寄せられたすべての意見について、全庁的に周知を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年 6月20日 平成29年4月以降の市政への提案箱に寄せられた意見について、回答の要、不要にかかわらず、寄せられたすべての意見を市内掲示板に掲載し、全庁的に周知を行っている。</p>

【秘書課】

<p>共通（１）労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 時間外勤務が長期にわたって恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。これまでの監査でも改善を求めているが、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は日常業務の改革を基軸に、部下のより快適で文化的な生活の確保と、効率化推進によるコスト意識を常に強く持ち、強いリーダーシップで、早期に抜本的改善を講じること。</p>	
<p>ア 所属長は、職員の時間外勤務の実態やその原因を「自らの目で実査」して、不要や重複した業務の抽出、職員配置や業務分担の再確認等を行い、業務の集中と選択、配分バランスの改善等による時間外勤務の抜本的縮減を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成３０年 ３月３１日 特定の職員に業務が集中しないよう平成２９年度の当初において業務分担の再確認、見直しを行い業務量の平準化を図った結果、平成２９年度は年間３６０時間を超える職員はなかった。</p>
<p>イ 所属長は、職員の「心体両面からのケア」をよりきめ細かに見直し、その過程から把握した職員配置や業務内容の改善による時間外勤務の縮減の取組みを強化すること。併せて、先進都市四日市の職員として、「他都市に先んじた文化的生活」の拡充を図るべく、ノー残業デーの実施の増進や余暇活動の促進など、職場改善を再徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成３０年 ３月３１日 秘書業務の性質上、随行業務が時間外や休日に及ぶことが多いため、特定の職員に業務が集中しないよう、平成２９年度当初において業務分担の見直しを行い時間外勤務の縮減を図るとともに、休日出勤を行った場合の振替休日の取得を実施し、平成２９年度の時間外勤務時間数は前年に比べ減少した。引き続き職場改善の徹底に向け、職員間の相互連携、応援体制の強化に努めていく。</p>
<p>(１) 委託業務について 業務委託においては、委託契約締結前に提出された見積計算書の各経費項目ごとに委託を予定する業務内容を十分検証し、業務に必要なとされる契約コストの妥当性を見極めること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成２９年１０月３１日 委託契約締結にあたって、契約前に積算資料の提出を求め、経費項目ごとに業務内容を十分に検証し、業務に必要なコストとして妥当かどうか見極めることを改めて徹底し、適正な予算の執行に努めることとした。</p>
<p>(２) 執務日誌について 執務日誌には主たる来庁者及びその用務を記録することと定められているが、来客とだけ記載されていた事例が見受けられた。より詳細に記録することを徹底すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成３０年 ４月 １日 二役のスケジュールについては、四日市市処務規程第８条第１項に基づき、秘書課業務の「勤務時間中の重要事項」として記載したものであるため「来客」と記載していたが、今後は「来客」だけでなく「〇〇部用件」も記載するよう改めた。なお、秘書課に対する来庁者及び用務については従前より記載済である。</p>

<p>(3) 国際交流基金について 国際交流基金について、寄付金が予算額10万円に対し5千円にとどまっている。寄付を募るためのPRに努めること。また、寄付協力者の裾野を広げるために、国際交流事業に対する市民の認知度を上げることが大切である。より多くの市民に国際交流事業について関心を持ってもらえるような多様なジャンルの講演会を実施するなど、工夫に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月20日 寄付を募るため、従来からの市ホームページでの周知に加え、市の広報、国際交流センター広報紙へ掲載するとともに、チラシを作成し、市民文化部多文化共生推進室、国際交流センターの窓口への設置を行いPRを実施した。また、ロングビーチ市との姉妹都市提携55周年を迎える平成30年度には、記念事業として8月に市民訪米団の派遣を実施する予定であり、広報への掲載により、これらの事業及びこれまで行ってきた交流事業についての紹介を実施することとした。今後も引き続き国際交流事業に対する認知度、関心を高めるため各種交流事業を通して、周知に努めていく。</p>
<p>(4) 情報管理及び来客対応について 職務上取り扱う情報や書類には、取り扱いに際し注意を払うべきものが含まれている。改めて留意すべき事項を洗い出し、取り扱える職員の範囲、廃棄方法等について、職員の異動時も適切に引き継げるよう、一定の基準を作り情報管理を徹底すること。また、来客に対する接遇や対応についてもマニュアル化して、安定した適切な対応に努めること。 【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月28日 情報や書類の取り扱いについては、廃棄方法も含め細心の注意を払って対応しているが、改めて確認を行い、離席時における対応（パソコン画面、書類）とともに、廃棄方法も含めた基準について改めて周知し、それに基づき情報管理を行った。また、職員の異動時には情報管理も含め、確実な引き継ぎを各職員において徹底するよう努めていく。接遇については、四日市市接遇マニュアルや派遣研修の行政秘書研修マニュアルをもとに職場研修を実施し、適切な対応に努めている。</p>
<p>(5) 市議会議員表彰について 永年勤続議員表彰に係る決算額が、予算額を下回り差異が生じている。辞退者があったためとのことであるが、表彰規程に則って実施されていることから、不用額が生じた理由を明確にできるよう、辞退理由についてもできる限り把握しておくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月31日 辞退理由について「個人の信条によるもの」、「政党の規律等によるもの」等、概ね把握しているが、今後は可能な限り詳しく聞き取りを行い、より具体的な理由の把握に努めていく。</p>
<p>(6) 叙勲について 地方自治功勞の叙勲について、該当者の潜在候補者名簿を秘書課から三重県に提出しているが、すでに叙勲に該当すると考えられる方が選ばれなかった場合は、三重県に対し選定基準を確認し選定が不明瞭でないか、主張すべきは主張すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月29日 地方自治功勞の叙勲は年2回実施されており、4月に行われた平成30年春の叙勲において三重県から示された基準により潜在候補者名簿を提出した結果、本市候補者から選定がなされた。今後、主張すべき事例が発生した場合は三重県への確認を行うこととする。</p>
<p>(7) 国際交流事業の推進について 平成28年度は市民文化部と連携してロングビーチ市の職員を本市に招くなど、交流を深めている。姉妹友好都市交流事業をはじめとする国際交流については、他の部局とも連携し、リーダーシップをとって今後も継続して取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 5月31日 平成30年度はロングビーチ市姉妹都市提携55周年を迎え、両市の絆を一層深めるため記念事業を実施する。また、東京オリンピックの事前キャンプやベトナムとの経済交流事業等、担当部局との連携及び支援を行っている。今後、更なる連携強化、積極的な支援に努めていく。</p>
<p>(8) 国際交流業務について 秘書課の事務分掌に国際交流に関することが含まれているが、課名から違和感がある。以前にも秘書課で国際交流業務を担っていたことがあるとのことだが、秘書課において国際交流等について所掌することの意味、目的を再確認すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 平成30年度から業務内容に応じた課名に変更を行った。今後は姉妹友好都市交流事業をはじめとする国際交流について、他の部局との更なる連携を図り、取り組んでいく。</p>

【東京事務所】

<p>共通（２）主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、各課の任務目的やプロジェクトとベクトルが合っていないと思われるものが見受けられる。あらためて各課の事務分掌に立ち返り、取組みが反映される項目を所属としての目標として設定すること。併せて、目標とした根拠や目標値の計算基礎を明確にすること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月25日 見直した事務分掌を基に、所の取組みが反映される目標項目や目標値について検討し、情報収集の取組みを成果・活動指標とし、それを明確に評価できるように、能動的に会議等に参加するなどして得た情報の数を目標として設定した。</p>
<p>共通（３）内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。なかには、前回指摘したものと同一内容のものもあり、改善がなされていないと言わざるを得ない。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性を職員に意識づけし、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェックを行うなど、内部事務管理の改善を図るとともに、組織としてのマネジメントを徹底し、「失敗者を出さない組織づくり」を再構築すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 2日 新年度に組織が新たな体制となったことを機会に、所属長訓示のもと、内部事務をより適正な処理を行うように事務執行に係るルール等の再確認を行い、組織としてマネジメントの徹底を図った。</p>
<p>(1) 職員宿舍の貸与について ア 市が借り受けた住居を宿舍として職員に貸与し、職員からその使用料を徴収している。使用料の算定は、国家公務員宿舍の使用料の算定方法を準用し宿舍の建築後の経過年数と使用する部屋の延べ床面積に応じて定めている。しかし、貸与する宿舍の規格は明確なものがなく明瞭でないため、貸与する職員の職務の級や同居者の有無に応じた基準を作成し、宿舍管理の一層の適正化を図り、職員の職務の能率的な遂行を確保すること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年 5月31日 貸与する職員の職務の級や同居者の有無に関しては、人事発令（内示）時において明らかになるが、人事発令は民間企業や学生も含めて全国的に人口移動が激しい時期となることから、この時点における新たな賃貸物件の確保は非常に難しいという現状にある。一方、職員の能率的な遂行の確保のためには、職住接近は大切であるとともに、大地震など大規模災害発生時における徒歩での登庁を考慮する必要もあることから、貸与する職員の職務の級や同居者の有無に配慮したうえで、可能な限り適正な宿舍の選定に努めたい。また、他市の事例などを調査し基準の作成について検討していく。</p> <p>【継続努力】 平成30年11月30日 その後調査を行ったところ、この時期に新たな賃貸物件の確保が困難であるのは他市においても同様であり、職務の級や同居者の有無を反映した宿舍に関する基準を設けている都市は見当たらなかったが、引き続き、情報収集に努めていきたい。</p>

<p>イ 職員宿舍の貸与の際には、職員から借受けの申込みに係る書面の提出を求めるとともに、貸与を承諾する旨並びに負担すべき使用料の額及び納付方法、使用上の義務等の使用条件について記載した書面を職員に対して交付し、手続を明確化すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 職員宿舍の貸与の際の手続を明確化するために、職員より宿舍貸与にかかる申請を求め、四日市市有公舎貸与内規の規定に基づき承諾する旨並びに負担すべき使用料の額及び納付方法、使用上の義務等の使用条件について記載した許可書を職員に対して交付した。</p>
<p>(2) 派遣職員の労務管理について 一般財団法人地域活性化センターに派遣されている職員の出勤状況及び時間外勤務の状況について派遣先団体からの報告により所属長は把握しているが、必要があれば派遣先団体への働きかけを行うなど引き続き派遣職員の労務管理及び健康管理を適切に行うこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成29年11月30日 一般財団法人地域活性化センターに派遣されている職員には、毎月定期的に所長が訪問し出勤状況等を把握しており、今後も引き続き労務管理及び健康管理を適切に行う。また、必要があれば人事課や派遣職員が所属する観光交流課と協力して派遣先団体への働きかけを実施していく。</p>
<p>(3) 職員配置について 中央官公庁との連絡及び中央官公庁からの情報収集が主要な業務の1つであり、この業務を実行していくには緊密な人的つながりを構築することが必要不可欠である。現在の職員配置は3人で、いずれも当所属における勤続年数が短く（1年未満2人、2年未満1人）、中央官公庁との人脈が弱くなりかねない状況である。人事当局と協議して適切な職員配置に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月30日 人事当局との職員配置にかかる協議において、適正な職員配置を求めた。</p>
<p>(4) 事務分掌について 四日市市東京事務所処務規程に定められた事務分掌に、実際に行っている事務と合っていないものや内容が重複するものが見受けられる。改めて事務の内容を整理し、現状を踏まえたものとなるよう事務分掌を見直すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 実際に行っている事務と整合性がとれるよう「物産及び観光の紹介」を「首都圏における本市の広報及びこれを目的とした事業の実施」に変更し、重複していた「資料の収集、調査等」を削除する等、事務の内容を整理し、四日市市東京事務所処務規程の事務分掌に関する規定を改正した。</p>
<p>(5) 内部事務補助職員について 内部事務の補助のため東京近郊在住の臨時職員1人を雇用しているが、平成28年度は1年間で3回交代している。内部事務に関する知識・技能の習得には時間を要するため、1人の者を一定期間、継続的に雇用することが望ましい。本市の魅力を伝え、本市を理解しファンになってもらうことが臨時職員の定着につながると考える。そのため、臨時職員の研修を本市で受講させるなど、本市に好感を持ってもらう機会を設けることを検討すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 臨時職員に、本市に好感を持ってもらう機会として、本市の魅力を発信するシティプロモーションイベント「四日市STYLE（三重テラスイベント）」等に從事いただくことで、本市の魅力を深く知る機会を作り、本市のファンになっていただけるよう努めた。その結果、新年度も同一の臨時職員を継続して雇用することができた。</p>
<p>(6) 情報収集活動について ア 国の施策について、その計画・検討段階において情報を取得することができれば、本市の意見などを国の施策に反映させてもらうことも可能になるかもしれない。早期に国の施策に関する情報を取得するため、これまで築き上げてきた中央官公庁との交流を更に広げ、そしてその密度を高めることにより、より有用な情報収集活動とすること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月30日 より有用な情報収集活動を行うために、中央官公庁等に在職する四日市ゆかりの方々との交流を行うために、毎月の定期訪問を行って、意見交換等を行った。</p>

<p>イ 市政と直接関係のない情報であっても本市に関するものであれば、それが本市の魅力発信につながることもありうる。このような視点をもって、幅広い情報の収集に努めること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月30日 幅広い情報収集を行うために、萬古焼の創始者である沼波弄山に関連する墨田区にある産業観光プラザ「すみだ まち処」の視察等、様々なセミナーや研修会等に参加するように努めた。</p>
<p>(7) 人的ネットワークの拡充について これまでに構築してきた本市ゆかりの人や企業とのネットワークを通じて、未だ埋もれている本市ゆかりの人や企業の掘り起こしを行い、人的ネットワークの拡充を図ること。そして、東京を起点に海外展開を果たした本市ゆかりの人や企業の発掘及びその活用についても研究すること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 3月31日 本市で行う事業のPR等のために地元立地企業の東京本社及び支社を訪問しているが、新たな人的ネットワークの構築の観点から訪問先を新たに9社増やした。また、今後も本市ゆかりの方々が集まる会に出席するなど行っていく。</p>
<p>(8) シティプロモーションについて 物産観光イベントを県内の他の市町と連携して実施しているが、今後もこのつながりを大切にするとともに、SNSを活用してイベントに関する情報を積極的に発信するなど、シティプロモーション事業の拡充を図ること。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 2月 2日 本市のSNS「よっかいち広報」を活用してシティプロモーションイベント「四日市STYLE（三重テラスイベント）」開催の情報を積極的に発信した。今後も県内の他の市町と連携して物産観光等のイベントを開催していく。</p>